

**教えて！ 介護の
ワンポイント
アドバイス!!**

みなさん、よく耳にする「介護保険制度」ですが、どのようなしくみとなっているのでしょうか？少し難しい内容となっていますが、一緒に「介護保険制度」について学んでいきましょう！

1. 介護保険制度の保険者と被保険者 保険者：浦添市が保険者となり、運営しています。

主な仕事
制度の運営／要介護の認定
保険証の交付
サービスの確保・整備

被保険者
浦添市に住んでいる40歳以上のみなさんが被保険者となり、保険料を負担します。そして、「介護・支援が必要」と認められたときは、原則として1割負担でサービスが利用でき、第1号被保険者または第2号被保険者に区分されます。

第1号被保険者 (65歳以上の人)
介護や日常生活の支援が必要となったとき、浦添市の認定を受け、サービスが利用できます。

第2号被保険者 (40歳～65歳未満で、医療保険に加入している人)
老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、浦添市の認定を受け、サービスが利用できます。

特定疾病

がん、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、他系統萎縮症

糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 要介護（要支援）認定の申請

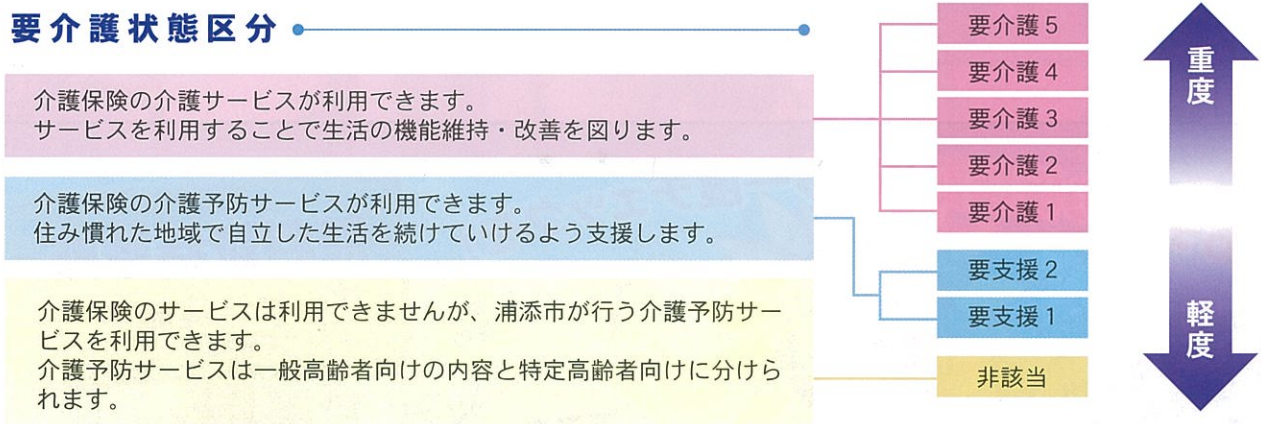
①介護保険によるサービスを希望する人は要介護（要支援）認定の申請を行います。

申請窓口→ 浦添市役所 介護保険課 TEL 098-876-1234

②申請後、認定調査が行われます。その際には希望者宅等へ訪問し、本人と家族等から聞き取り調査が行われます。また、主治医（かかりつけ医）に意見書を依頼します。その後、調査結果と主治医意見書をもとに、認定審査会で介護の必要性や程度について審査・判定が行われます。

③審査結果をもとに認定結果が通知されます。要介護状態区分は以下のとおりです。

要介護状態区分



広告

1. 入会金等一切不要の会員を募集中！会員には、葬儀費等の特別割引を実施。
2. お葬儀を直接申込みご利用された方には、会員でなくても葬儀費・供花・お供品等会員並みの特別割引価格でご奉仕致します。
3. 他社互助会員でもご利用でき、同様のサービスが受けられます。お気軽にご相談ください。

葬儀社 (有) 沖縄典礼 葬祭ホール いなんせ会館

浦添市伊奈武瀬1-7-1 TEL (098)-866-6111 FAX (098)-866-6112